

公害等調整委員会の動き (令和6年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
1月19日	令和5年（セ）第4号 流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	千葉県
1月30日	令和4年（セ）第3号・令和5年（セ）第1号 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第6回審問期日	東京都
2月14日	令和3年（セ）第2号 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	愛知県
2月26日	令和4年（セ）第7号・同（ゲ）第8号 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
3月4日	令和4年（ゲ）第5号 港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
3月8日	令和3年（セ）第7号・令和3年（ゲ）第12号 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 第2回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第13号)

令和5年12月27日受付

本件は、申請人に生じた低周波音の圧迫感等による不眠症、ストレス性胃炎、体重減少等の健康被害は、被申請人が経営する店舗の屋上にある室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第1号)

令和6年1月4日受付

本件は、被申請人が操業する工場が鉄粉を含む粉じんを発生させたことにより、申請人の所有する自動車、駐車場、雨どい等に粉じんによる汚れが生じ、洗車や清掃等が必要になったとして、被申請人に対し、損害賠償金70万3155円の支払を求めるものです。

○ 伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第1号)

令和6年1月9日受付

本件は、申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の健康被害は、被申請人の酒類販売会社が騒音を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第2号)

令和6年1月31日受付

本件は、申請人宅の直上に所在する被申請人の住居から発生する騒音により、申請人が多大な精神的・肉体的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金440万円等の支払を求めるものです。

○ 鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第2号)

令和6年2月13日受付

本件は、申請人に生じた不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害は、被申請人宅に設置しているエアコン室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第3号)

令和6年3月14日受付

本件は、被申請人の行う配管工事に伴う騒音や振動により、申請人は、眠れず、歯肉の腫れや痛み、口内炎、胃痛が生じ、さらに、咳ぜん息、左足の薬指のしびれ、歯周病及び睡眠障害の通院治療を行ったとして、被申請人に対し、治療費、慰謝料等として損害賠償金64万4458円の支払を求めるものです。

○ 江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第2号)

令和6年3月26日受付

本件は、超高層マンション内の申請人宅の真上に存在する被申請人宅から発生する騒音により、睡眠時間を削られ極度の睡眠不足となり、申請人Aは適応障害、申請人Bは抑うつ状態と診断され、精神的苦痛を受けたほか、騒音に耐えきれず引越しが必要となったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金314万円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

○ 尾道市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第9号事件)

① 事件の概要

令和5年11月14日、岡山県笠岡市の住民1人から、広島県尾道市に所在する特定非営利活動法人(NPO法人)及び給食事業会社を相手方(被申請人ら)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた目、鼻、口、のど、呼吸器への炎症を伴う健康被害は、被申請人らが安全措置や予防措置を怠り、劇物の有害性についての説明、必要な設備や保護具を用意せずに、悪質な環境下で劇物を扱う作業を行わせたことによるものであり、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認

められることから、令和6年1月12日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第6号・(ゲ)第11号・令和5年(調)第12号事件)

① 事件の概要

令和3年9月6日、千葉縣市川市の住民1人から、申請人の元居住地宅近傍で銭湯を経営する者(被申請人A)及びマンションを建築する会社(被申請人株式会社B)を相手方として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、銭湯を経営する被申請人Aが、湯を沸かす薪窯で建築廃材等を使用して不完全燃焼を繰り返し、黒煙等の煤煙と悪臭やPM2.5を含む化学物質やガス等を発生、拡散させ、被申請人株式会社Bが施工するマンションの建設に伴って風速、風向、風圧が変化し、被申請人Aが発生させている煤煙・悪臭・ガス等が申請人の元居住地宅へ誘導された結果、申請人は、家具、壁紙、寝具、衣類等に臭いが吸着する被害、咳、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計664万1380円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた咳、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害等は、被申請人Aが経営する銭湯で建築廃材等を使用し不完全燃焼によるPM2.5を含む化学物質等の煙を排出し、被申請人株式会社Bが施工するマンションの建設に伴って風速、風向、風圧が変化

したため、申請人の元居住地宅へ煙が誘導され、被害を拡大したことによるものである、との裁定を求めたものです。裁定委員会は、令和3年9月29日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する銭湯から不完全燃焼により化学物質等の煙を排出したこと等と申請人に生じた咳、頭痛等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年12月15日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第12号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。裁定委員会は、同法第34条第1項の規定に基づき、30日以上の期間を定めて当事者双方に調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和6年2月1日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案で合意が成立したものと、また、同法第42条の24第2項の規定により、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和3年（セ）第2号事件・令和6年（調）第2号事件）

① 事件の概要

令和3年2月22日、愛知県東海市の住民3人から、隣接する自動車部品塗装会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人ら宅に隣接する自動車部品塗装会社（被申請人）の工場からの粉じん及び悪臭等により、申請人Aは、自宅及び土地の頻繁な清掃を余儀なくされ、換気等もできず、適応障害及び心因反応を発症し、申請人Aと同居している申請人Bは、過敏性肺炎と診断されて入退院を繰り返しており、申請人Cは、住居等について多額の清掃等費用が発生しているほか、太陽光発電システムの発電量不足による損害等も発生しているとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計2515万8922円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、愛知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場からの粉じん及び悪臭等と申請人ら宅の財産被害及び申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の進行協議期日及び1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年2月14日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和6年（調）第2号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日第1回現地調停期日を開催し、同年2月27日、第2

回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第3号事件・令和5年(ゲ)第3号事件)

① 事件の概要

令和5年6月26日、東京都品川区の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。申請の内容は以下のとおりです。責任裁定は、被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたことにより、申請人に頭痛、吐き気、めまい、動悸、抑うつ、不安、集中力の低下、睡眠障害等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、治療費、慰謝料等として損害賠償金202万8450円の支払を求めたものです。

原因裁定は、申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、動悸、抑うつ、不安、集中力の低下、睡眠障害等の健康被害は、被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和6年2月27日、本件申請は、不適法な裁定の申請であり、責任裁定申請については公害紛争処理法第42条の13第1項の、原因裁定申請については同法第42条の33において準用する第42条の13第

1項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和5年(リ)第2号事件)

① 事件の概要

宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件は、宮城県亘理町の住民1人が、亘理町を相手方(被申請人)として、被申請人が申請人宅近くに町道を開通させたことによる車両騒音により、申請人が偏頭痛を発症し通院を余儀なくされており、また、車両騒音対策として、二重サッシ工事を行ったが、完全に防音できず、一部の部屋が使用できずに寝室の変更や窓を開けられない状態が続いているとして、慰謝料、二重サッシの設置代等の損害賠償を求めた責任裁定申請事件(令和3年(セ)第5号)について、職権で調停に付し(令和5年(調)第3号事件)、令和5年3月27日、調停が成立した事件です。

令和5年12月11日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、令和6年3月5日、調停条項に定められた義務を怠っているということとはできず、そのほかに、義務履行の勧告をすることが相当というべき事情も認められないとして、義務履行の勧告は行わないことに決定し、事件は終結しました。

○ 千葉市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第3号事件)

① 事件の概要

令和6年2月19日、千葉県千葉市の住民1人から、隣接する飲食店経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、嘔吐、吐き気等の健康被害は、被申請人宅地内コンクリート汚水桝からの汚水の漏水(オーバーフロー)及び被申請人宅内排水設備から申請人宅内排水設備の配水管への残飯、油、汚物の逆流及び滞留により、悪臭を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和6年3月19日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第4号事件)

① 事件の概要

令和6年2月27日、宮城県利府町の住民1人から、中華人民共和国を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた新型コロナウイルス感染拡大に基づく健康被害は、2016年頃から2019年11月頃にかけて、被申請人が、旧中国科学院武漢ウイルス研究所(通称)及び当該近郊地で新型コロナウイルス感染拡

大を目的とした組織的かつ計画的な予備行為を為したことによるものであり、また、同時期に、被申請人が細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約第1条ないし第5条違反、生物の多様性に関する条約第3条違反並びに第19条第4項違反、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカタルヘナ議定書第25条違反に基づく本件国際法違反を黙認して新型コロナウイルスを拡散させた中華人民共和国における形骸化された法治主義によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和6年3月19日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第1号事件)

① 事件の概要

令和3年1月19日、新潟県燕市の住民1人から、隣接する金属加工会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅に隣接する金属加工会社(被申請人)の金属プレス工場からの振動により、申請人宅が損壊し、騒音により、申請人とその家族が精神的苦痛を受け、また、有機溶剤を使用する工場からの悪臭により、申請人とその家族に頭痛、吐き気、目の充血等の健康被害が発生しているとして、被申請人に対し、

慰謝料等として損害賠償金 3808 万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人工場からの振動・騒音・悪臭と申請人宅の損壊及び申請人とその家族に生じた頭痛等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 2 人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日（現地期日を含む）を開催するなど、手続を進めた結果、令和 6 年 3 月 21 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、令和 6 年 3 月 26 日、本件申請は、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 1 項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第 42 条の 33 において準用する第 42 条の 13 第 1 項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件

（公調委令和 5 年（ゲ）第 1 号事件）

① 事件の概要

令和 5 年 1 月 25 日、東京都八王子市の住民 2 人から、日野市に所在する申請人ら宅の隣で飲食店を営む個人や同店が入居するビルの共同所有者ら 4 人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。①申請人らが申請人ら宅から避難せざるを得なくなった被害、②申請人 A に生じた息苦しさ、頭痛、吐き気、胸痛、不眠等の健康被害、③申請人らの住環境の悪化等の被害、④申請人らの設置物等の汚染損傷と草木等の自然環境の破潰の被害は、被申請人らが必要な対策をせず換気扇等を使用し、発生した排気・悪臭を申請人ら宅に向けて放出したことによるものである、との裁定を求めたものです。